

令和7年度第1回川崎市資産公開等審査会会議録

- 1 開催日時 令和8年1月14日（水） 午前10時00分～午前10時25分
なお、議事に入る前に、大村部長から委員に委嘱状を交付した。
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階303会議室
- 3 出席者 委員 原 新次、増山 雅久、加藤 香織、金子 のり子、種村 求
事務局 大村コンプライアンス推進・行政情報管理部長
森行政情報課長
伊藤行政情報課情報公開担当課長
吉田行政情報課情報公開担当係長
佐々木行政情報課情報公開担当係長
- 4 欠席委員 なし
- 5 議題 (1) 会長及び副会長の選任について
(2) 川崎市資産公開制度について
(3) 【報告事項】川崎市資産公開制度の運営状況について
(4) その他
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議内容
伊藤担当課長 議事に入る前に、委員の方々から、自己紹介をお願いいたします。
それでは、原委員から、よろしく願います。
(各委員 自己紹介)
伊藤担当課長 ありがとうございました。
それでは、「川崎市資産公開等審査会」の議事に入らせていただきたいと存じます。
はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。
(資料確認)
伊藤担当課長 不足等はありませんでしょうか。
それでは、資料3の8ページをお開きください。
資産公開等審査会条例第8条において、審査会は会長が議長となると定められておりますが、会長選任までは、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

○議題1 会長及び副会長の選任について

- 伊藤担当課長 それでは、議題1「会長及び副会長の選任について」でございますが、同じく資料3の8ページを御覧下さい。川崎市資産公開等審査会条例第7条第1項によりまして、審査会の会長及び副会長各1名は、委員の互選によって定めると定められております。
いかがいたしましょうか。
(意見なし)
- 伊藤担当課長 特に御意見等がないようですので、事務局から御提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員異議なし)

伊藤担当課長 会長及び副会長につきましては、これまで学識委員に就任いただいている状況でございます。こうしたことから、前期副会長でございました種村委員に会長をお願いしてはいかがでしょうか。

また、副会長には税理士の金子委員をお願いしてはいかがでしょうか。

(各委員異議なし)

伊藤担当課長 異議なしとのことでございますので、種村委員、金子委員よろしいでしょうか。

それでは、会長を種村委員、副会長を金子委員をお願いすることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、種村会長、金子副会長から御挨拶をお願いいたします。

種村会長 (挨拶)

金子副会長 (挨拶)

伊藤担当課長 ありがとうございます。それでは、これからの進行につきましては、種村会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

種村会長 それでは、議事を進める前に、会議の公開、会議録について、事務局から説明をお願いします。

吉田担当係長 まず、会議の公開についてでございますが、川崎市では「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」により、審議会等の会議が特に非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができます。

本審査会は当事者のプライバシーに関する問題を取り扱うために、基本的には、非公開の会議となっておりますが、今回のように報告事項のみの場合は、あらかじめ会議公開のお知らせを行い、公開の手続きをとっております。

本日は、傍聴の希望者はいらっしゃいませんが、会議中に傍聴の希望があった場合は、傍聴を許可し、随時入室していただくということでよろしいでしょうか。

(各委員異議なし)

吉田担当係長 それでは、そのように事務局にて対応いたします。

次に会議録の作成と公開についてですが、同じく「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」により、全ての審議会等の会議について、会議録は作成しなければならないとされています。また、公開とした会議の会議録は閲覧に供することになっております。

本日の会議録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただきました後、閲覧の手続きをとらせていただきます。

次に、会議録の作成方法についてでございます。資料3の10ページをお開きください。資産公開等審査会運営要領第7条におきまして、「会議録は会議の概要を記した要点筆記とする。」と定められておりますので、この方法で会議録を作成させていただきます。

なお、会議録の作成に当たっては、発言した委員の名前がわかる形で作成することとなっておりますので、その点は御了承ください。

種村会長 今事務局から説明がありましたが、委員の皆様から何か御意見などはございますか。

(意見なし)

種村会長

それでは、会議録等につきましては、以上とさせていただきます。

○議題2 川崎市資産公開制度について

種村会長

続きまして、次第にございますように、議題2「川崎市資産公開制度について」事務局から説明をお願いします。

吉田担当係長

川崎市資産公開制度について御説明をさせていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。

まず根拠となる条例ですが、川崎市の資産公開制度は、3つの条例を根拠としております。

一つ目が「政治倫理の確立のための川崎市長等の資産等の公開に関する条例」

二つ目が「川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例」

三つ目が「川崎市資産公開等審査会条例」

いずれの条例も平成5年7月1日に公布され、同年9月1日から施行しております。

続きまして「2 目的」ですが、市長、副市長そして市議会議員自らが資産等を公開することによりまして、市民の信頼の確保と、より開かれた市政の実現を図り、もって公正で民主的な市政の健全な発達に資することを目的としております。

また、この資産公開制度を充実させ、市民の参加を確保し、政治倫理に対する市民の監視を具体化するために資産公開等審査会が設置されております。

続きまして、「3 対象者」でございますが、市長及び副市長並びに市議会議員の方々の報告を対象としております。

次に「4 対象となる報告書」ですが、4つございます。

一つ目が、資産等報告書です。これは、任期開始の日において有します、アからケまでの資産等の内容・金額などについて報告をいただくものです。

二つ目が、資産等補充報告書です。これは1つ目の資産等報告書で報告された資産等の内容が、任期開始の日以降どのように変化しているか、毎年12月31日を基準日として、その時点において新たに有することになった資産等を報告いただいております。新たに有することになった資産ということですので、増加分のみ報告の対象となります。

三つ目が、所得等報告書です。これは前年1年間を通じてその職にあった場合、その年分の総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額などを報告いただいております。

最後の四つ目が、関連会社等報告書になります。これは4月1日現在におきまして、報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職についている場合、その法人等の名称及び住所並びにその職名を報告いただいております。

一つ目の資産報告書は、任期開始ごとに作成・提出されるものですが、二つ目～四つ目までの報告書につきましては、各年度当初の4月に毎年作成・提出される定例的な報告書となります。

続きまして、2ページをお開き願います。

「5」の「報告書の閲覧」についてでございます。各報告書につきましては、作成・提出期限の日から60日を経過する日の翌日から、どなたでも閲覧請求票を提出することによって閲覧することが可能となっております。

閲覧場所につきましては、市長・副市長につきましては、行政情報課で、市議会議員につきましては、議会局の庶務課で閲覧を行っております。

そして、各報告書を閲覧して、その内容に疑義がある場合には、疑義があることを示す資料を添付したうえで、市長又は議長あてに審査の申出ができることになっております。審査申出を受けた場合、市長は審査会に諮問し、審査会の審査に付することとされております。

続きまして、「7」の「資産公開等審査会」についてでございます。当審査会の任務に関する部分です。

所掌事務につきましては、先ほど御説明しましたとおり、各種報告書について、市民から疑義により審査の申出がなされ、市長から審査会へ諮問された場合に、当審査会が審査を行うこととされております。

審査方法でございますが、原則として書面により審査を行います。

ただ、この書面審査によりましても疑問が解明できない場合、審査会は、出席要請により審査を行うものとします。出席要請の対象者は、審査対象者または関係者で、出席を要請して直接説明・意見を聴取し、これに基づく審査を行うこととなっております。

審査会は、審査が終了した時は、審査経過、審査結果等を記載した審査結果報告書を作成し、市長に提出し、市長はその内容を審査申出者へ通知し、一般の閲覧に供するものとなっております。

なお、審査の申出でございますが、制度発足以降、これまでに審査の申出があったことはございません。

最後に審査会の組織につきましては、委員は7人以内、任期は2年とされており、委員の方々につきましては、学識経験者及び市民から、市長が議会の同意を得て、委嘱するとされております。

なお、審査会には会長及び副会長を各1人設置し、委員の互選により定めます。会議については、会長が召集し、委員の過半数の出席を要件として開催されます。議事については、出席委員の過半数により決定します。

続きまして、3ページを御覧ください。

審査会の審査の流れを図で表したものです。参考までに掲載させていただきました。後ほどご参照いただければと思います。

なお、審査会を開催する際には、その前に日程調整等の御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、4ページ以降に、資産等報告書の様式を参考に掲載しております。後ほどご参照いただければと思います。

以上でございます。

種村会長

ただいま、事務局の方から説明を受けましたが、委員の皆様から、御意見、御質問がございますでしょうか。

増山委員	市長や市議会議員の報告書について、今後審査していくのでしょうか。
吉田担当係長	審査の申出があった場合に行うことになります。
増山委員	申出がなければ審査は行わないということですか。
吉田担当係長	おっしゃるとおりとなります。
大村部長	報告書を閲覧した市民から疑義の申出があれば、審査を要します。
種村会長	ただ、制度発足以来、審査の申出はないようです。
種村会長	それでは、次の議題に移ります。

○議題3 川崎市資産公開制度の運営状況について

種村会長	議題3 報告事項として「川崎市資産公開制度の運営状況について」事務局から説明をお願いします。
吉田担当係長	引き続き御説明をさせていただきます。 資料2の1ページをご覧ください。 市長・副市長の過去5年度分の公開状況を掲載しております。そして裏面の2ページには、同じく市議会議員の過去5年度分の公開状況を掲載しております。 網掛けをしたものは、任期開始の際に作成・提出していただきます「資産等報告書」の公開状況です。網掛けをしていないものは、定例的に、年度当初の4月に作成・提出していただく「資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書」の公開状況となっております。 実際に市長・副市長から提出され、閲覧されているものの一部をお持ちしました。回覧させていただきますので、のちほど御覧下さい。
種村会長	ただいま報告を受けましたが、委員の皆様から、御意見、御質問がございましたらお願いします。
増山委員	配偶者も審査の対象となるのでしょうか。
吉田担当係長	書面審査が原則となりますが、必要な場合は配偶者もその対象となります。
種村会長	それでは、議題4のその他について、事務局からお願いします。
吉田担当係長	本日の会議録ですが、事務局の方で作成いたしまして、委員の方々にお送りいたしますので、ご確認いただきたいと思います。 また、本審査会の開催予定ですが、市民の方から疑義の申出がありました際に、開催をさせていただきます。日程の調整を含めて、改めて御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。 なお、本日の報酬に関しましては、2月20日のお支払いとなり、支払明細に関しても、同日付近に御住所に郵送いたしますのであらかじめご了承ください。 後ほど、金融機関の口座がわかるものとマイナンバーの確認をさせていただきます。事務局からは以上でございます。
種村会長	これで、本日予定されている議題が全て終了となります。委員の方から御意見、御質問などありましたら、頂戴したいと思います。 (意見なし)
種村会長	ないようでしたら、そのほか、連絡事項など事務局の方からありますか。

種村会長

(特になし)

以上をもちまして、川崎市資産公開等審査会を終了させていただきたいと思います。
本日はありがとうございました。